令和 5 年 6 月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告(1)

令和5年6月市議会定例会における教育関係一般質問の概要に ついて

- (1) 渡部正七議員から「休日の部活動の地域移行に関する具体的な方法、 部活動の地域移行の課題についてどのように捉え、考えておられるのか 次の点について伺う。
 - (1)地域移行に関する進捗状況について (2)保護者、児童生徒への周知度について (3)受け皿となる組織の受け入れ体制の整備について(各競技団体、スポーツクラブ、スポーツ少年団) (4)スポーツ指導者の質・量の確保の方策について (5)これまでより移行先の会費や指導料や送迎などの費用の負担が増えてしまうことが懸念される。費用負担の補助や支援について (6)地域クラブ等への完全移行スケジュールについて」という質問に対して

「はじめに、地域移行に関する進捗状況については、令和4年に教員、児童生徒、保護者、部活動に関係する競技・文化団体を対象とした地域移行に関するアンケートを実施した。その結果を受けて、昨年11月より中学校、義務教育学校の校長と保護者の代表、地区高等学校の代表、各競技・文化団体代表、市スポーツ関係の代表等を委員として、休日の部活動の地域移行検討委員会を3回開催している。その中で、本市の方向性として、休日の部活動の地域移行を令和8年度に完全実施することとし、令和5年度から7年度までの3年間を移行期間として整備を進めていくこととした。今年度も、受け皿となる競技・文化団体の現状やスポーツ少年団、スポーツクラブ等を地域クラブとして運営する上での課題などについて、検討委員会の場で協議を重ね、実施に向けて進めていく。

次に保護者、児童生徒への周知については、小学校、中学校、義務教育学校の保護者や児童生徒、学校関係者、各競技・文化団体を対象として、本年3月22日及び23日に「中学校の休日の部活動の地域移行に向けた説明会」を開催し、周知に努めた他、各学校においては、PTA総会や部活動保護者会等において、休日の部活動の地域移行について、市の考え方を説明していただいた。

次に受け皿となる組織の受け入れ体制の整備については、各競技・文 化団体を対象にアンケートを行い、各団体として受け入れが可能か、ど のような形で地域移行していくことができそうか、また、課題となる点などについて整理を行った。

今年度は、各校の部活動ごとに現段階でどのような形での地域移行を 考えているか、また可能な選択肢について調査し、必要とされる受け皿 について整備していく。

また、それぞれのニーズに合った地域クラブを選択できるように、地域クラブを市への登録制にして、情報を発信していきたい。

次にスポーツ指導者の質・量の確保の方策については、現在あるスポーツクラブやスポーツ少年団等が休日の部活動の受け皿となることが考えられるため、その指導者がそのまま指導を行うことを想定している。また、休日の活動について、地域移行した後も指導を希望する教員については、地域の指導者として、活動に参加し、指導を行うことが可能となっている。また、兼職兼業届けを出すことで謝金を受け取ることも可能になる。

なお、学校単位での受け皿の確保が難しい種目については、各部が合同練習のような形で活動できるよう競技団体に依頼していく。

次に費用負担の補助や支援につきましては、国や県から補助金が支給される予定であり、具体的な内容については、今後の動向を注視しているが、補助や支援については、一時的なものではなく、継続的に行うことが重要であると考えているので、補助の対象者なども含め、支援のあり方について、慎重に検討していきたい。

次に地域クラブ等への完全移行スケジュールについては、先ほども述べたが、今年度から3年間を移行期間とし準備を進め、令和6年度からは、実際に休日の部活動を廃止するが、令和6年度、7年度は、整備が整わない部活動については、学校に運営主体を置いた活動を認め、地域クラブ等への移行準備ができ次第移行していく。今後も令和8年度のスムーズな完全移行に向けて、検討委員会での協議をもとに、移行整備に努めていく。」と答弁をした。

次に、「平成30年8月5日の豪雨によりゲレンデ A コース斜面において管理道路から約50m上部付近より斜面が崩壊し、管理道路は寸断され、照明灯の電気ケーブルは剥き出しになり大変危険な状態になった。現在、管理道路は復旧され、大型土嚢を積んで管理道路への土砂の流失を防いでいるが、リフト鉄塔付近にも亀裂が見られ大変危険な状態が続いている。これまでより来客が増え収益が以前より上がっている施設で、多くの市民より要望があり、斜面崩落個所の早期の復旧についてどのよ

うに考えているか。」という質問に対して

「新庄市民スキー場は、平成12年の開場以来、スキーヤーやスノーボーダー、また、ちびっこ広場では子どもたちが雪に親しむ場として多くの市民にご利用いただいている。

平成30年8月の豪雨により、Aコースの一部が大きく崩落したため、現在は管理用道路に沿って土留めを行い、シーズン中はコースに進入できないようにし、BコースとCコースのみ利用者に提供している。

Aコースについては、斜度がきつく盛土をしても再度崩れる危険もあるため、利用者の安全を確保できる方法を検討している。また、リフトの安全管理については、シーズン中に安全管理点検を専門業者に委託しており、運行に関する指摘事項等がある場合は随時対応しているが、リフト鉄塔に関する指摘はこれまでない。なお、オフシーズンにおいても、亀裂等の点検を継続して行っている。

市民スキー場は初心者や小さな子供でも楽しめるファミリーゲレン デとして楽しんでいただいているため、今後も安全を最優先に施設管理 を行っていく。」と答弁をした。

(2) 辺見孝太議員から、「令和7年の新庄開府400年記念事業ではどの ような事業を行うのかを伺う。」という質問に対して

「この事業は、新庄藩祖・戸沢政盛公が、今の最上公園に城を構え藩 政を敷いてから令和7年で400年を迎えることを記念し、『歴史・文 化の再認識と次世代の継承』、『交流人口・関係人口の拡大』の基本方針 のもと、ふるさと新庄の良さを見つめ直し、新たなまちづくりにつなげ ていくことを目的に実施するものである。

これまでの取組としては、令和3年度に、市内の商工振興や歴史文化にわる団体の方々により実行委員会を組織し、令和7年度までのプレ事業として、キャッチフレーズやロゴマークの制定のほか、歴史文化を学ぶ講座の開催など、ふるさと意識の醸成に取り組んできた。

今年度については、本年2月に国より認定を受けました『新庄市歴史 的風致維持向上計画』の認定記念も兼ねた「歴史まちづくり推進シンポ ジウム」や、ふるさと新庄の歴史文化を学ぶ講座や企画展を継続して開 催するほか、指定文化財など、歴史文化遺産を紹介するハンドブックの 作成に取り組む予定である。

また、令和7年度においては、記念式典をはじめ、市民団体による公

募事業の実施や開府400年を記念する商品の開発・販売なども検討していきたい。」と答弁した。

(3) 小嶋富弥議員から「児童生徒の少子化における対応対策と教員の働き 方改革を目的とした、公立中学校の部活動の地域移行を、国(スポーツ 庁)は進めているが、改革の進み具合が地域ごとの移行に差が出ておる と懸念されている。それらを含め、当市におけるロードマップ等の進捗 状況を伺う。」という質問に対して

「議員より令和4年9月定例会において、指導者の一貫性や保護者負担等の経費の問題について、ご質問いただいた。令和4年11月より行った休日の部活動の地域移行検討委員会において、本市の目指す方向性や移行のイメージ、スケジュール等の議題以外にも、指導者の一貫性や保護者負担等の経費の問題について、協議を行ったところである。また、各市町村間の地域移行の進み具合に差が生じることや、市内では活動が難しい競技が出ることが想定されることについては、地域移行検討委員会や、地区教育長会議においても他市町村との情報交換や連携することの必要性が確認されたところである。

令和8年度からの完全実施に向けて今年度から3年間を移行期間とし準備を進め、令和6年度からは、実際に休日の部活動を廃止するが、令和6年度、7年度は、整備が整わない部活動については、学校に運営主体を置いた活動を認め、地域クラブ等への移行準備ができ次第移行していきたい。今後は令和8年度の完全移行に向けて、各競技団体や地域クラブを中心に移行を進めてまいるとともに、検討委員会において必要な支援を協議していく。」と答弁をした。

次に「全国的に不登校の児童生徒が増加している状況と聞くが市の現 状と予防対策について伺う。併せて、いじめ等の問題等が在るのか無い のかをお聞きしたい。」という質問に対して

「まず初めに、本市における不登校児童生徒数についてだが、過去3年間を見ると、令和2年度は小中義務教育学校合わせて30人、令和3年度は29人、令和4年度は34人となっており、全体としてやや増加傾向にあり、特に小学校で増えている傾向にある。

不登校の要因といたしましては、「無気力・不安」が小中ともに一番多くなっており、他に学業の不振、親子の関わり方などが挙げられている。 一昨年からのコロナ禍の影響もあり、人と関わる機会が少なくなったことで、人間関係のトラブルをうまく解決できないことも、不登校あるい は不登校傾向の要因になっていると考えている。また、家庭環境に起因 したケースがあることも認識している。

これらの対応についてであるが、新庄市教育委員会では、教育相談員を3名配置し、不登校や学校でのトラブル、保護者を含む悩み等の相談窓口を開設している。また、児童生徒本人や家庭の状況に応じて、相談員が学校へ訪問しての別室指導を行ったり、適応指導教室を開設し、なかなか登校できない児童生徒の学びの場を保障し、学校復帰の足掛かりとしたりしている。また、コロナ禍で希薄化していったコミュニケーション能力を高めていくために、集団で一つのことに取り組む活動や、異学年や地域の方と交流する活動など、他者と関わり合う活動がようやく最近になって実施可能となってきた。これらの取り組みを今後、積極的に取り入れていくよう求めているところである。

次に、本市のいじめの状況についてであるが、令和4年度の認知件数は、小中義務教育学校合わせて269件となっており、令和3年度の認知件数229件から増加している。いじめの様態としては、「冷やかしやからかい」「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる」が小学校で約70%、中学校で約45%と割合が高くなっている。認知件数が多いことについては、これまでも『いじめ0』ではなく『いじめ見逃し0』を目指していたことから、各校で今まで見逃しがちだった小さな出来事もいじめと認知し、丁寧に初期対応を行ってきた結果と捉えております。適切な対応により、いじめの解消率は、昨年度末の時点で約90%と高くなっている。

一方で、いじめに対する指導を続けているにも関わらず認知件数が増えている現状がある。今後、いじめの未然防止対策として、発達段階に応じた具体的な指導や、学校での子どもの居場所づくりの促進を「いじめの未然防止」としてより一層進めていく。

本市のいじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策専門委員会において、各関係機関や専門家の方から市の現状や課題に対するご意見等をいただきながら、課題解決に向けて取り組んでいきたい。

また、市単独予算で、小学校及び義務教育学校を中心に個別学習指導員や特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりにきめ細やかな対応ができるようにしている。さらにはすべての中学校及び義務教育学校には、スクールカウンセラーが配置され、様々な児童生徒の悩みに対して相談活動を進めているところである。

また、本市においては小学6年生よりも中学1年生によるいじめの件

数が多くなっている。これは、小学校から中学校に進学するにあたって、学校生活の中で定期テストや部活動が始まることなど様々な環境の変化へのストレスが影響を与えていることも要因として考えられるが、義務教育学校の7年生においては、いじめの件数が非常に少なくなっている。なお、義務教育学校においては、7年生の不登校による長期欠席者数も0人となっている。これは、義務教育学校における発達段階に応じた学年ブロック制や、9年間を見通した教育課程の実施が功を奏しているものと捉えている。他の小中学校においても、月1回程度実施している中学校区ごとの小中合同研修を通じて、これまで以上に学習面、生活面での情報交換や研修等を積極的に行い、スムーズな小中連携を行っていく。

こうした多方面からの対応を行いながら、いじめや、不登校の未然防 止や解決に今後も努めていきたい。」と答弁をした。

(4) 坂本健太郎議員から「新庄市では『コミュニティスクール』と『地域 学校協働活動』との一体的な運用を行っている。少子高齢化がさらに加 速する地域において、幼保小中高を一貫した人材育成のビジョン、教育 や人材育成の方針が必要と考えている。予算についても地方創生等のま ちづくり関連の予算も投入する必要があると考えている。総合計画や地 方創生に関連する人材育成等の事業と学校教育での取り組みにおける 連携について伺う。」という質問に対して

「本市では、義務教育期間における教育目標として、令和3年度に教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「新庄市教育大綱」を策定した。この教育大綱については、第5次新庄市総合計画の教育部門を教育大綱に代えることと決定し、総合計画と一体となって、まちづくりの柱である『いのち輝き学び合うまち』を目指し取組んでいるところである。児童生徒が、変化する社会を主体的に生き抜くことができるよう生きる力を育んでいく教育、そして、地域に根ざした学校づくりを展開し、小さいうちから様々な実体験を通じて地域にかかわることで、自分の育った地域を誇りに思い、地域のために力を尽くすことのできる、新庄への愛着が育まれる教育を今後も進めていく。

人材育成に関しては、発達段階に応じて『身につけたい力』『人物像』 を掲げて、日々の保育、小、中、高、の教育の中で人づくりを進めてい る。また、市において幼、保、小学校の職員が合同研修を行い、情報交 換を実施し、幼稚園・保育所の園児が小学校に入学しても安心して生活 できるような取組みを行っている。そして小中一貫教育での取組み、また、中学・高校の校長会では、生徒の学力向上、地域で活躍する人材育成を目的に、中高連携の「最上っ子づくり」に取組んでいる。このように幼稚園・保育所から高校まで各教育機関において連携・情報交換し、切れ目のない教育活動を進めている。そのうえで、教育とまちづくりが連携し、次代を担う人材の育成に努めていく。」と答弁をした。

次に「地域学校協働活動は、学校のカリキュラム、学校行事等とも密接に関わっており、今後ますます需要が増えると思われる。地域学校協働活動推進員の配置についても、教員との連携を密にする観点から、各学校への常駐を基本に設置したほうが効果的と考えるが、推進員の配置と運用、推進員の育成についてどのように考えているかを伺う。」という質問に対して

「地域学校協働活動推進員については現在 5 名を配置しており、中学校区単位での担当制をとり、活動を展開している。各推進員がそれぞれの学校を随時訪問して、こまめに打ち合わせを行うことで、地域学校協働活動に関する学校のニーズを把握しながら、そのニーズに基づいた地域学校協働活動のコーディネートを展開している。また、5 名のうち 1 名については、市内全校を定期的に訪問しながら、すべての学校の状況を把握し、担当の推進員と情報を共有しながら、チームとして学校との連携を深めている。

地域学校協働活動推進員の育成に関しては、これまでも推進員会議を 重ね、研修会等にも参加するなどして、お互いのスキルアップを図って きているが、今後も県等が主催する養成講座や出前講座などを積極的に 活用していきたい。

なお、推進員の皆さんには、それぞれが別の職業に就きながら、この 事業に理解を示してご協力いただいていることもあり、ご指摘の各学校 への常駐は、現在の体制では難しい状況であるが、学校を核とした地域 づくり、人づくりを目指し、引き続き、地域と学校の協働の取り組みを 推進していきたい。」と答弁をした。

最後に「令和8年度に新庄北高等学校と新庄南高等学校が合併し、新学校としてスタートするが、地域を担う人材育成の観点から市としても積極的に関わり、連携しながらサポートする体制が必要になってくると考える。現在、小国高校や遊佐高校では地域おこし協力隊による人的サポートや、学校運営協議会へ積極的に関与している。新学校に対する市としての関わり方を伺う。」という質問に対して

「令和8年度開校予定の「新高校」については、本市より総合政策課長と学校教育課長が、『新庄新高校開校整備委員会』に委員として出席している。委員会においては、新高校の『教育計画』や『施設設備』、『開校に向けたスケジュール』等について検討している。また、同時に、令和6年度より、新庄神室産業高等学校に『商業に関する学科』が設置される『新庄神室産業高校整備委員会』にも委員として出席している。

これまでの学校と地域のつながりからも、「『新庄北高・南高の合併による新高校の開校』『新庄神室産業高等学校に商業に関する学科設置』については、議員ご指摘のとおり、地域を担う人材育成の観点からも、非常に期待を寄せるところであるので、開校整備委員会において、小中学生が憧れる、その保護者が子どもを入学させたいと思う、また地域の人々が誇れる『特色ある学校づくり』『魅力ある学校づくり』をお願いしているところである。

この『特色』や『魅力』の一つとして、「地域との連携・協働」が期待 される。

本市においては、高校生が新庄まつりや地域ボランティアに主体的に参加し、新庄神室産業高等学校の生徒が小学校に出向き、地元の伝承野菜の栽培を一緒に行うなど、高校生が地域や学校と関わる活動が様々な場面において見受けられる。

今後、高校生が地域課題の解決に探究的に取り組み、地域との連携や協働を進めていく活動は、将来的に地域を支える人材育成に繋がるので、地域との連携・協働を今後も強く要望していく。そして、新庄神室産業高等学校においては、農林専門職大学の開校に伴い、農業分野を中心とした効果的な連携が期待される。このことについても整備委員会の場で要望していきたい。

一方で、最近の市内の公立高校の受験者数を見ると、大きく数を減らしている状況がある。 先ほど申し上げた『特色ある学校づくり』『魅力ある学校づくり』の他に、中学生に対する新高校のアピールを、積極的に、効果的に行っていくことも重要である。このことについても、危機感を持って取り組んでいくよう強く要望している。」と答弁をした。

(5) 亀井博人議員から「市民文化会館周辺の駐車スペースが、中部保育所 等の新築に伴い狭くなるが、対応は検討されているか。」という質問に 対して

「市民文化会館の敷地内には障がい者用駐車スペースのほか、174

台分の駐車場を確保しているが、大規模なイベントが開催される場合は、 不足分を最上公園あじさいステージ前の敷地などを借りて対応してい た。

今年度に入り中部保育所建設予定地での発掘調査などにより、市民文化会館周辺での駐車場の確保が難しくなっており、ご利用者の方々には大変ご迷惑をかけている。

将来的には中部保育所や検診センターの跡地を臨時駐車場として使用することも想定しているが、当面の間は、近隣の公共施設駐車場を活用したいと考えている。

文化会館ご来場の際には、お車の乗り合わせをお願いするとともに、 他の施設駐車場をご利用していただくよう周知に努めてまいる。」と答 弁をした。

(6) 佐藤悦子議員から「教育費軽減が子育て世代のとても強い要求となっている。食材費の高騰による給食費値上げに対する保護者の声と、第3 子以降無料と第2子半額の該当数と割合を問う。また第1子から完全無 償化のための必要経費を問う。」という質問に対して

「令和5年3月議会において、学校給食事業運営協議会より小中学校ともに1食あたり30円を値上げすることが適当であると示された旨、答弁したが、短期間だけでも保護者負担を抑えたいという学校長の判断により、給食費の値上げはせずに給食を開始したところであった。このような中、令和5年度の物価高騰対策として、地方創生臨時交付金の活用が可能となったことから、値上げが必要とされていた学校給食費1食あたり30円について、単年度の補助金として学校給食運営委員会へ交付することで、このたびの補正予算として上程している。

次に、第3子以降無償化と第2子半額免除の該当数と割合についてであるが、第3子以降無償化の該当数は100人で、全体に占める割合は4%、第2子半額免除の該当数は631人で割合は27%、合計数は731人で割合は31%となっている。なお、第1子については、給食費1食当たり小学生は15円、中学生は20円の補助金を交付している。また、完全無償化のための必要経費については、約1億6,500万円と試算している。

学校給食費については、国においても保護者の費用負担についての検 討が行われているとの報道があるので、今後の動向を注視していく。」 と答弁をした。 次に「教員の精神疾患による休職者数、子どもの自殺者数、不登校者数がいずれも過去最高とのことだが、本市はどうか。」という質問に対して

「初めに教員の精神疾患による休職者についてだが、令和4年度、精神疾患による病気休暇を一定期間取得した教員は複数人いる状況である。年度ごとの人数に大きな増減はないが、同じ教員が繰り返して病気休暇を取得したり、新規の取得者を出したりしている状況がある。

次に、子どもの自殺者についてでだが、令和4年度、新庄市で義務教育児童生徒の自殺者はいない。ただし、精神的な部分で心配される児童生徒が在籍していることも事実であり、自傷行為等については低年齢化している傾向にある。行為の背景には様々な要因があると思われるが、本人や家庭環境に起因する事例が多いと捉えている。それぞれの問題に注視するとともに、スクールカウンセラーや市相談員等も活用しながら児童生徒の心に寄り添っていく。

次に、不登校の児童生徒数についてであるが、令和4年度は小中義務 教育学校合わせて34人となっており、小学校児童の不登校者数が増え てきている。学校だけでなく、状況や背景に応じて関係機関と連携を図 りながら、対応に努めてまいりたい。」と答弁をした。

さらに『職員の労働時間調査』によれば、小・中学校では、1日約11時間半とのこと。政府の『働き方改革』はほとんど効果がなかったのではないか。1日8時間を超えた残業時間には、25%の割増賃金が発生するのに、教員はわずか4%の調整給だけで残業代は出さないという制度が、教員の健康を害し、子どもの話を丁寧に聞き、授業の準備の時間も十分にとれない学校にさせていると思うが、市は教員の労働環境改善の要望をする必要があるのではないか。」という質問に対して

「学校に求められる役割が多様化し、学校を取り巻く環境は厳しさを 増している。働き方改革の重要な部分である教職員の超過勤務について は、本市においても例に漏れず、改善を要する課題であると捉えている。

本市では、校長会等を通じて、教員の業務の見直しや削減を図るよう 依頼している。各校においては、働き方改革として、これまでの会議や 打合せ時間の短縮を図るとともに、行事や諸活動については内容を見直 している状況である。

また、市では教員業務の補助や児童生徒への支援を目的に、個別学習指導員や特別支援教育支援員、部活動指導員を配置し、保護者や特別な支援を必要とする児童生徒のために、教育相談員や特別支援指導員を配

置するなど、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒や保護者に対する支援の充実を図っている。

今後も教職員の多忙化解消に向けた取組を推進する必要性を示し、教職員が一人一人の児童生徒に向き合う時間を確保し、効果的な学習活動を行うことができるように支援していくとともに、教員の労働環境の改善にむけて国や県に要望していく。」と答弁をした

最後に「持ち帰りも含めての残業時間を正確に把握し、必要な教職員を配置する教育予算を抜本的に拡充することや、少人数学級及び、教員の持つ授業時間を1日4コマまでとする教職員定数改善や、事務量を大幅に減らす改革が必要ではないかと思うが、市が要望する考えはないか。」という質問に対して

「教員が担当する授業時数については、学校規模や担当学年、担当教科等によって異なっており、小学校では、担任外の教員が特定の教科を受け持つことで、担任の空き時間を確保している。中学校では、時間割の作成の仕方を工夫し、教員が1日の中で空き時間を確保できるようにすることで、生徒に向き合う時間の確保に努めている。このように各校において教員の時間をつくり出す工夫が進められている。

教員定数については、教員が一人一人の児童生徒に向き合い、充実した教育活動を展開することができるように、これまでも適切な配置を要望してきた。今後も学校や教員に寄り添いながら、一層の負担軽減を図ることができるよう、国や県に要望していきたい。

事務量の削減については、これまでも校長会等を通じて、学校業務の 見直しや削減を図り、教員の働き方改革を推進していくよう依頼してい きたい。各校においては、会議の回数削減や時間短縮、行事や部活動の 見直し等の工夫が図られ、以前より業務の削減が進んでいる。

今後も学校における業務改善の必要性を示し、教員の多忙化解消につなげていきたい。」と答弁をした。

議案第30号

令和5年度6月補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について

令和5年度6月新庄市一般会計(教育費)補正予算(第1号)の要求について、次のとおり提案した。

歳入 (単位:千円)

//4//4/						1 1 1 1 1 1 7 /
	款項目		補正 要求額	計	補正要求額の内訳	
10 0 5	**** オン ^	0	1 000	1 000	道徳教育地域支援事業委託金	200
16- 3- 5	教育費委託金	0	1, 200	1, 200	山形県部活動改革体制整備事業 (スポーツ) 委託料	1, 000
21- 4- 4	雑入	19, 607	△ 1,580	18, 027	スポーツ振興くじ助成金	△ 1,580
計		19, 607	△ 380	19, 227		
	「求のなかった [目に係る額	914, 103		914, 103		
計		933, 710	△ 380	933, 330		

	款項目		補正	=	補正要求額の内訳			
			要求額	Π.	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 1- 3	教育指導費	107, 340	200	107, 540	200			0
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	115, 354	5, 443	120, 797	5, 300			143
10- 3- 3	学校保健費 (中学校)	8, 342	2, 820	11, 162	2, 700			120
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育学校)	150, 169	8, 668	158, 837				8, 668
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育学校)	28, 328	5, 879	34, 207	5, 700			179
10- 5-10	わくわく新庄費	22, 322	174	22, 496				174
10- 5-11	社会体育費	48, 549	1,000	49, 549	1,000		△ 380	380
10- 5-12	体育施設費	136, 247	1, 650	137, 897			△ 1,200	2, 850
	計	616, 651	25, 834	642, 485	14, 900	0	△ 1,580	12, 514
	求のなかった 目に係る額	1, 924, 822		1, 924, 822				
	計	2, 541, 473	25, 834	2, 567, 307				

令和5年度6月補正予算(第1号) 教育総務課要求内容

歳入 なし

歳出 (単位:千円)

款	項目	補 正 要求額	内 訳	
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育	8, 668	委託料 明倫学園休日・夜間施設管理業務 委託	511
学校)	学校)	負担金 明倫学園学校づくり協議会負担金	8, 157	
	計	8, 668		

令和5年度6月補正予算(第1号) 学校教育課要求内容

歳入 (単位:千円)

/4/4/			(
款項目	補 正 要求額	内 訳	
16- 3- 5 教育費委託	200	道徳教育地域支援事業委託金	200
計	200		

款項目		補 正要求額	内 訳	
			謝金	60
10- 1- 3	教育指導費	200	費用弁償	84
			消耗品費	56
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	5, 443	負担金 学校給食物価高騰対策支援事業費 補助金	5, 443
10- 3- 3	学校保健費 (中学校)	2, 820	負担金 学校給食物価高騰対策支援事業費 補助金	2, 820
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育 学校)	5, 879	負担金 学校給食物価高騰対策支援事業費 補助金	5, 879
	計	14, 342		

歳入 (単位:千円)

//4//				(
款	:項目	補 正 要求額	内 訳	
16- 3- 5	教育費委託 金	1,000	山形県部活動改革体制整備事業 (スポーツ) 委託料	1,000
21- 4- 4	雑入	△ 1,580	スポーツ振興くじ助成金	△ 1,580
	計	△ 580		

<u> ///X/I-I</u>				(+ \(\pi\)\)
款	款項目 補 正 要求額		内 訳	
10- 5-10	わくわく新 庄費	174	修繕料 多目的ホール誘導灯交換修繕	174
			謝金	896
10- 5-11	社会体育費	★体育費 1,000	普通旅費	88
10 3 11	任云仲月頁	1,000	消耗品費	10
			通信運搬費	6
10- 5-12	体育施設費	1,650	備品購入費	1,650
	計	2, 824		

議案第31号

令和5年度6月補正予算(第2号)に係る臨時代理の承認について

令和5年度6月新庄市一般会計(教育費)補正予算(第2号)の要求について、次のとおり提案した。

歳入 (単位:千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳
22- 1- 6	教育債	775, 400	1,800	777, 200	義務教育学校建設事業債 1,800
	計	775, 400	1,800	777, 200	
	求のなかった 目に係る額	157, 930		157, 930	
計		933, 330	1,800	935, 130	

<u>/// // // // // // // // // // // // //</u>						(-	<u> </u>
款項目	補正前 補正		111111	補正要求額の内訳			
水	の額	要求額	ĦΤ	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 4- 4 学校建設費 (義務教育学校)	607, 493	2, 031	609, 524		1,800		231
計	607, 493	2, 031	609, 524	0	1,800	0	231
補正要求のなかった 款項目に係る額	1, 959, 814		1, 959, 814				
1	2, 567, 307	2, 031	2, 569, 338				

歳入 (単位:千円)

<u> ///// \</u>				(+14.	1 1 4/
款項目		補 正 要求額	内 訳		
22- 1- 6	教育債	1,800	義務教育学校建設事業債		1,800
	計	1,800			

歳出 (単位:千円)

款項目		補 正 要求額	内 訳	
10- 4- 4	学校建設費 (義務教育 学校)	2, 031	工事請負費 明倫学園グラウンド整備工事 明倫学園建物周辺外構工事	2, 031
	=	2, 031		

令和5年度6月補正予算(第2号) 学校教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

令和5年度6月補正予算(第2号) 社会教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

議案第32号

契約の締結に係る臨時代理の承認について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決に付すべき契約の締結について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

明倫学園グラウンド整備工事請負契約(令和4年議案第36号) の一部変更について

令和4年7月12日に議会の議決を得た明倫学園グラウンド整備工事請負契約 (令和4年議案第36号)の一部を次のように変更する。

事項名	変更前	変更後		
4 契約金額	364, 390, 400 円	379, 377, 900 円		

提案の理由

明倫学園グラウンド整備工事請負契約を一部変更する必要があり、市議会の議 決を求めるため、臨時に代理したものである。

議案第33号

契約の締結に係る臨時代理の承認について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決に付すべき契約の締結について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

明倫学園建物周辺外構工事請負契約(令和4年議案第50号)の 一部変更について

令和4年9月9日に議会の議決を得た明倫学園建物周辺外構工事請負契約(令和4年議案第50号)の一部を次のように変更する。

事項名	変更前	変更後
4 契約金額	234, 850, 000 円	265, 172, 600 円

提案の理由

明倫学園建物周辺外構工事請負契約を一部変更する必要があり、市議会の議決を求めるため、臨時に代理したものである。

議案第34号

教育委員会訓令の一部改正に係る臨時代理の承認について

地方公務員法の改正に伴い、市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の合同訓令により制定した新庄市職員服務規程の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第1条第2項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

新庄市職員服務規程の一部を改正する訓令

新庄市職員服務規程(令和3年訓令第11号、議会訓令第4号、教育委員会訓令第5号、選挙管理委員会訓令第4号、監査委員訓令第4号、農業委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第17条中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「新庄市職員 の定年等に関する条例(昭和59年条例第13号)第12条」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

臨時代理の理由

新庄市職員服務規程の一部を改正する訓令について、令和5年4月1日に施行する必要があり、教育委員会を招集するいとまがなく、臨時に代理した。